

令和8年第2回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年2月10日（火） 午前9時30分
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
3 議 案 別添のとおり
4 出席委員
- | | | | | | |
|------|--------|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 大和田 憲秀 | 2 番 | 鈴木 久夫 | 3 番 | 稲田 和子 |
| 4 番 | 峯島 勝則 | 5 番 | 綿引 桂太 | 6 番 | 小徳 修一 |
| 7 番 | 生田目 貴子 | 8 番 | 大森 龍一 | 9 番 | 堀江 秀男 |
| 10 番 | 海野 浩行 | 11 番 | 檜山 眞弓 | 12 番 | 會澤 留美 |
| 13 番 | 大内 弘之 | 14 番 | 助川 智夫 | 15 番 | 助川 操 |
| 16 番 | 石崎 甲一 | 17 番 | 福田 和一 | 18 番 | 檜山 日出夫 |
| 19 番 | 鈴木 洋 | | | | |

5 欠席委員

- 6 議事録署名人 3 番 稲田 和子 委員
4 番 峯島 勝則 委員

議 長 ただ今より、令和8年第2回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 3 番 稲田 和子 委員
4 番 峯島 勝則 委員
のお二人にお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第4号まで、一括上程いたします。

議 長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。事務局の説明を求めます。

事務局 （ 議案第1号の説明 ）

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました 11 件について、ご意見をお伺いします。

委 員 諮問番号 4、5、6 番ですが、売買で経営規模拡大で畑を買いますが、何を作るのですか。

事務局 申請書は陸稲となっております。

議 長 他にご意見ございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長 ご意見が無いようですので、11 件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 挙手全員ですので、議案第 1 号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第 2 号は、農地法第 5 条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて 30 アール以下のため、当委員会で可否の決定をするものです。事務局の説明を求めます。

事務局 （ 議案第 2 号の説明 ）

議 長 ただ今、事務局より説明のありました 15 件について、ご意見をお伺いします。

委 員 諮問番号 2、3、4、13、14 番は同じ会社だと思いますが、二つに分けて申請しているのに何か意図はあるのでしょうか。

事務局 申請時に分けている理由は確認していません。会社の都合だと思います。考えられる理由としては、複数の申請を 1 つの会社で申請をした場合、申請した工事の過半が完成しないと次の申請ができません。多くの案件を予定している場合には会社を分けて申請することは考えられます。

委 員 諮問番号 7、11 番ですが、京都と名古屋の会社ですが、管理はどの様に行いますか。

事務局 申請書では、7番は東京都に東京本社があり、11番は茨城出張所が土浦市にあり、そこからメンテナンスを行うとなっております。

議 長 他にご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見が無いようですので、15件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第2号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第3号は、農地改良協議についてです。事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第3号の説明)

議 長 ただ今、事務局より説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

委 員 土壌改良を行うのは良いことだが、農業委員会に申請する理由は何か。

事務局 農地を切土、盛土をする場合には農地改良協議をすることとなっているため、申請を受けています。

議 長 他にご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見が無いようですので、この件について、同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第3号につきましては、同意と決定いたします。

議 長 議案第４号は、農政課からの説明になりますので、報告事項の後、休憩を取ってから審議したいと思います。

議 長 報告事項に入ります。

報告第１号 農地法第３条の３の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、６件ありました。

報告第２号 農地法第４条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、１件ありました。

報告第３号 農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、６件ありました。

議 長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は１０時２０分からとします。

（ 休 憩 ）

議 長 再開いたします。

議案第４号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）について、農政課より説明を求めます。

農政課 （ 議案第４号の説明 ）

議 長 農政課より説明のありました件について、私、鈴木洋が、自己に関する案件であることから、那珂市農業委員会 会議規則 第１１条により議事に参与することができませんので一時退席をいたします。ここから議長を鈴木久夫 会長職務代理者と交代します。暫時休憩します。

（ 会長一時退席・議長交代 ）

議 長 再開します。ここから私、鈴木久夫が議長を務めさせていただきます。

（代理） 農政課より説明のありました件について、議席番号 １０番 海野浩行 委員、議席番号 １２番 會澤留美 委員、議席番号 １６番 石崎甲一 委員が、自己に関する案件であることから、那珂市農業委員会 会議規則 第１１条により議事に参与することができませんので一時退席をお願いします。

（ 委員一時退席 ）

議 長 まず退席委員該当案件についてのみ、ご意見をお伺いします。

（代理）

（ 「なし」の声あり ）

議 長 ご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いし
(代理) ます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、退席委員該当案件について承認と決定いたします。
(代理) (退席委員着席)

議 長 退席していた会長が戻りましたので、議長を交代いたします。暫時休憩
(代理) します。
(議長交代)

議 長 再開します。続きまして、農政課より説明のありました、その他の件について、ご意見をお伺いします。

委 員 ●●さん(No.5～44 の借り手)は認定農家ですか。また何を作っている方ですか。

農政課 ●●さんは元▲▲(農業法人名)の関係者です。▲▲が元々耕作していたひまわりを●●さんが代わりに耕作しています。認定農家ではありません。

委 員 ▲▲はもう撤収するのですか。また面積はどれくらい耕作していましたか。

農政課 耕作面積は手元に資料がないため分かりません。▲▲自体は破産しており破産管財人が手続きを進めております。

委 員 その農地は耕作していないので、かなりの面積が荒廃農地になってしまうと思うが、農地中間管理機構が管理するのですか。または市から管理するよう指示を出すのですか。

農政課 地権者には破産管財人と草刈りなどについて相談するように言っております。今のところは農地中間管理機構が草刈りを実施するという話にはなっておりません。今後につきましては、農地中間管理機構と相談していきます。

委 員 ●●さんは一人で耕作するのではなく、▲▲の当時の仲間と一緒に耕作するということでしょうか。

農政課 確認はしてありませんが、面積からすると複数で耕作すると思います。

議 長 他にご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第4号につきましては、すべて承認と決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和8年第2回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 10時45分